

大切です! 食品表示

加工食品 基本編

正しい表示で お店の信頼度アップ

食品の表示は、お客さまが商品を選ぶときの大切な情報源です。
正しい知識で、適正な表示をしましょう。
このリーフレットでは、加工食品に必要な、JAS法(※)、食品衛生法
で定められている表示事項を解説します。
(※JAS法:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)



基本的な表示事項

JAS法及び食品衛生法では、原則として、事前に容器に入れられ、又は包装された食品を対象として、表示事項を定めています。

スーパー等のバックヤードで製造・加工した商品を、同一店舗内で販売するなど、製造・加工したその場で直接消費者に販売する場合、JAS法に基づく表示は不要です。ただし、食品衛生法上の表示は必要です。食品の表示は、JAS法及び食品衛生法の両法令を満たしたものにすることがあります。

JAS法により必要な表示事項	食品衛生法により必要な表示事項
名称	名称
原材料名 (原材料、食品添加物)	食品添加物を含む旨
遺伝子組換え食品である旨	アレルギー物質を含む旨
原料原産地名	遺伝子組換え食品である旨
内容量	
賞味(消費)期限	賞味(消費)期限
保存方法	保存方法
原産国名〔輸入品の場合〕	
製造者等	製造者等



対象食品について、両法令に必要な表示事項を右記のように一括して表示することが原則となります。

これらの表示は

- ☆容器包装の見やすい場所に8ポイント以上の大きさの文字で表示します。
- ☆項目名を記載し、その内容を表示します。

【クッキー（その他の加工食品）の表示事例】

- ① 名 称 焼菓子
- ② 原材料名 小麦粉、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ（乳成分を含む）、卵、食塩、乳化剤、香料、カラメル色素、膨張剤
- ③ 内 容 量 20枚
- ④ 賞味期限 平成24年6月30日
- ⑤ 保存方法 直射日光を避け、常温で保存
- ⑥ 製 造 者 ㈱〇〇食品 東京都〇〇市〇〇町1-2-3

【基本の6項目】

① 名 称

- ・その食品の内容を表す一般的な名称を記載します。商品名ではありません。



② 原 材 料 名

- ・原材料は、「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に分けて、それぞれ原材料に占める重量割合の多い順に記載します。食品添加物以外の原材料は、最も一般的な名称を記載します。また、使用した食品添加物については、原則として物質名を記載します（P5参照）。
- ・複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）は、原則として複合原材料の名称の次に括弧を付して、それを構成する原材料を重量の割合の多いものから順に表示します。
- ・使用した原材料によっては、「アレルギー物質を含む旨」、「遺伝子組換え食品である旨」の表示が必要になることがあります。その場合には、原材料名欄などに記載します（P4、5参照）。

③ 内 容 量

- ・「〇〇g」「〇個」などと単位を明記して記載します。ただし、計量法で単位が規定されている商品（特定商品）（スナック菓子、冷凍食品、チーズ等）については、計量法の規定により内容量を表示する必要があります。

④ 消費期限又は賞味期限

- ・食品の特性、保存方法などにより、適切な期限を設定して記載します。品質の劣化が早い食品には「消費期限」、品質が比較的長く保持される食品には「賞味期限」と記載します。

【例】平成24年6月30日、24.6.30、2012年6月30日、2012.6.30、12.6.30

⑤ 保 存 方 法

・食品衛生法により保存基準が定められた食品にあっては、その基準に合う保存方法を記載します。また、保存基準が定められていない食品にあっては、その特性を考慮した保存方法を具体的に分かりやすく記載します。

【例】「要冷蔵（10℃以下）」、「直射日光を避けて、常温で保存してください。」

⑥ 製 造 者 等

・製造所の所在地と、製造者の氏名又は名称を記載します。製造所の所在地は、原則として、都道府県名から住居表示にしたがって記載します。氏名は、個人の場合は個人名を、法人の場合は法人名を記載します。(株)のような略記も認められます。ただし、屋号のみの記載は認められません。なお、「製造者」の表示については、食品衛生法に基づき、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号を使用することにより、販売者で表示することもできます。

固有記号を使用した例

販売者 ○○株式会社 AB
東京都○○市○○1-1-1

※ABが固有記号

原産国名は、「輸入品」に表示が必要な項目です。ここでいう「輸入品」とは、① 製品輸入されたもの、② パルクで輸入されたものを国内で小分けし容器包装に入れたもの、③ 製品輸入されたものを国内で詰め合わせたもの、④ 輸入された製品を国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品 です

その他、表示が必要となる事項

『原料原産地』の表示はJAS法に基づき、次に掲げる22食品群及び4品目の加工食品のうち国内で製造・加工されたものの主な原材料（22食品群にあっては原材料に占める重量の割合が50%以上のもの、4品目にあっては個別の品質表示基準で定められたもの）について表示が義務付けられています。

原料原産地表示が義務付けられている食品

●加工食品品質表示基準で定められている食品群（22食品群）

（平成23年3月現在）

① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実	⑫ 表面をあぶった食肉
② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実	⑬ フライ種として衣をつけた食肉
③ ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん	⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉
④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの	⑮ 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
⑤ 緑茶及び緑茶飲料	⑯ 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
⑥ もち	⑰ 調味した魚介類及び海藻類
⑦ いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類	⑱ こんぶ巻
⑧ 黒糖及び黒糖加工品	⑲ ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
⑨ こんにやく	⑳ 表面をあぶった魚介類
⑩ 調味した食肉	㉑ フライ種として衣をつけた魚介類
⑪ ゆで、または蒸した食肉及び食用鳥卵	㉒ ④または⑭に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

●個別の品質表示基準で原料原産地表示が義務付けられている食品（4品目）

野菜冷凍食品	農産物漬物	うなぎ加工品	かつお削りぶし
--------	-------	--------	---------

原料原産地の表示方法

義務表示事項を一括して表示する箇所に、主な原材料が国産の場合は国産である旨（又は都道府県名、一般的に知られている地名等）を、主な原材料が輸入品の場合はその原産国名を、原料原産地が対応する原材料が明確になるよう、次のように記載します。

(ア) 原材料名欄に原材料名に続いて括弧書きで表示する方法

名 称	乾燥野菜
原材料名	にんじん（国産）、いんげん（A国産）

(イ) 項目名として、原料原産地名欄を設けて表示する方法

名 称	乾燥野菜
原材料名	にんじん、いんげん
原料原産地	国産（にんじん）、A国産（いんげん）

ただし、水産物の場合は、次のように表示することができます。

- 国産品：生産（採取又は採捕）した水域名、水揚港又は水揚げした港が属する都道府県名
- 輸入品：原産国名に水域名を併記

知っておきたい食品表示

「アレルギー物質」の表示

食品衛生法においてアレルギー物質の表示が義務付けられています。人によっては、ごく微量のアレルギー物質であってもアレルギー症状を引き起こすことがありますので、アレルギー物質を含む食品には、その含有量にかかわらず当該原材料を含む旨を表示する必要があります。

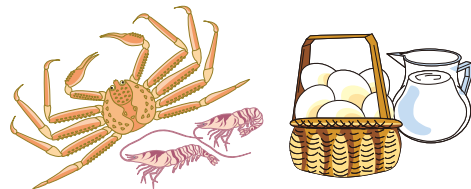
アレルギー物質の表示対象品目

☆ 特定原材料（表示義務のあるもの）

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

☆ 特定原材料に準ずるもの（表示することが推奨されているもの）

あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



表示方法

定められた特定原材料等の名称を使用し、以下のとおり記載します。



① 原材料の表示方法

(ア) 個別に表示する場合

原材料名（○○を含む）

表示例（ロースハム）

豚ロース肉、水あめ、植物性たんぱく（大豆を含む）、食塩、ビーフエキス、調味料（アミノ酸等）、リン酸Na、増粘多糖類、酸化防止剤（ビタミンV.C）、発色剤（亜硝酸Na）

(イ) 一括で表示する場合

原材料の一部に○○を含む

表示例（ロースハム）

豚ロース肉、水あめ、植物性たんぱく、食塩、ビーフエキス、調味料（アミノ酸等）、リン酸Na、増粘多糖類、酸化防止剤（ビタミンV.C）、発色剤（亜硝酸Na）、（原材料の一部に大豆を含む）



○(ア)と(イ)の表示を組み合わせて使用することは出来ません。

② 食品添加物の表示方法

(ア) 物質名及び一括名に表示する場合

物質名（○○由来）、一括名（○○由来）

表示例

カゼインナトリウム（乳由来）
乳化剤（卵由来）

(イ) 用途名を併記した添加物の場合

用途名（物質名：○○由来）

表示例

安定剤（ペクチン：りんご由来）



●限られたスペースに表示するため、表記方法や言葉は異なるが特定原材料等と同一であることが理解できる「代替表記」や、一般的に原材料として特定原材料等が含まれていると判別できる名称や原材料名（「特定加工食品」）の記載により、特定原材料等の表記の代替の表示とすることが認められています。

●アレルギー物質を含む食品と含まない食品を同一の施設で製造する場合には、製造工程においてアレルギー物質が混入しないよう、製造ラインや器具を十分洗浄した上で、先にアレルギー物質を含まない食品から製造するなど十分な対策が必要です。

それでもアレルギー物質の混入の可能性を排除できない場合は、注意喚起表示によって注意を促します。しかし、「入っているかもしれません」、「入っている可能性があります」などの可能性表示は、たとえ原材料名の欄外であっても認められません。

（欄外表示例）この製品の製造ラインでは、○○を使用した製品も製造しています。

「食品添加物」の表示

食品添加物を使用している場合は、食品衛生法に基づき、以下のとおり表示しましょう。

1 使用した食品添加物については、原材料に由来するものも含めて表示します。

(例) パン由来のイーストフード、ハム由来の発色剤（亜硝酸Na）

2 原則として物質名を表示しますが、別名や簡略名などが定められている場合には、その用語を使用することができます。

(例) (物質名) 亜硫酸ナトリウム→(別名) 亜硫酸ソーダ、(簡略名) 亜硫酸塩、亜硫酸Na

3 次の8種類（①甘味料、②着色料、③保存料、④増粘剤・安定剤・ゲル化剤・糊料、⑤酸化防止剤、⑥発色剤、⑦漂白剤、⑧防かび剤又は防ばい剤）の用途で使用される食品添加物はその用途名及び物質名を表示します。

(例) 着色料（青1、黄4）、酸化防止剤（V.C）、クチナシ色素*

*名称に「色」の文字を含む場合は着色料の用途名表示を省略することができます。

4 一部の食品添加物では、物質名を表示する代わりに使用の目的を表す「一括名」で表示することも認められています。

(例) 酸味料、乳化剤、調味料（アミノ酸等）

最終製品に残らない加工助剤や原材料に含まれていても最終製品に効果を発揮しない添加物（キャリアオーバー）又は栄養強化目的で使用される食品添加物については、添加物の表示を省略できる場合がありますが、表示を省略した食品添加物に特定原材料が含まれている場合には、アレルギー物質の表示が必要となるので注意しましょう。

遺伝子組換え食品に関する表示

遺伝子組換え食品を使用している場合、一部の場合を除きJAS法及び食品衛生法に基づき表示が必要になります。

遺伝子組換えの表示の対象品目

●大豆（枝豆、大豆モヤシを含む。） ●とうもろこし ●ばれいしょ ●なたね ●綿実

●アルファルファ ●てん菜 ●パパイヤ

○上記農産物を主な原材料（全原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ原材料に占める割合が5%以上のもの）とした加工食品33食品群



表示方法 (例) 大豆

使用した大豆	記載例	表示の必要性
遺伝子組換え大豆の場合	『大豆（遺伝子組換え）』	表示が必要
遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆が不分別の場合	『大豆（遺伝子組換え不分別）』	
非遺伝子組換え大豆の場合	『大豆（遺伝子組換えでない）』	表示は任意

*高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこしを使用した場合は、『大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）』、『とうもろこし（高リシン遺伝子組換え）』等と表示する必要があります。

個別に定められた表示事項

【食品衛生法】

食品衛生法では、『冷凍食品』に「凍結前の加熱の有無」、『容器包装詰加圧加熱殺菌食品』や『食肉製品』に「殺菌方法」など、一部の食品に個別に定められた表示事項があります。詳細は個別にご確認ください。

【JAS法】

JAS法では、加工食品品質基準のほかに、『ジャム類品質表示基準』や『レトルトパウチ食品品質表示基準』など個別に定められた品質表示基準（46品目）があります。詳細は下記HPをご確認ください。

消費者庁HP「食品表示 品質表示基準一覧」⇒ http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/kijun_itiran.html

農林水産省HP「品質表示基準一覧」⇒ http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/kijun_itiran.html



表示違反に問われると

■JAS法では

違反業者名が公表される場合があります。また、改善命令に従わない場合には、罰金などが科せられることがあります。さらに、原産地又は原料原産地について虚偽の表示をした業者に対しては、命令・公表を待たず、懲役又は罰金が科せられます。

■食品衛生法では

営業許可の取消し、営業の禁止などの行政処分を受ける場合があります。また、罰金などが科せられることがあります。

参考ホームページ

●東京都福祉保健局「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/anzen/shokuhin/>

●消費者庁

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

- ・アレルギー物質を含む食品に関する表示Q&A <http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/qa.html#m02>
- ・製造所固有記号に関する手引き (Q&A) <http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin11.pdf>

●農林水産省

- ・食品表示とJAS規格 <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

食品表示に関する問い合わせ先

■JAS法に関すること

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課品質表示係 電話：03-5320-4408
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター本部 電話：050-3481-6013

■食品衛生法に関すること

お近くの保健所へ